

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
健康局総務課生活習慣病対策室

評価実施時期：平成 19年 8月

<p>施策名</p>	<p>生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること</p> <p>(I-12-2)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 2 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p>																																					
<p>施策の概要</p>	<p>すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意志決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。</p>																																						
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価)</p> <p>平成19年4月に公表された「健康日本21中間評価報告書」(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会)によると、健康づくりに関する各種の指標について数値目標を設定し、国民が一体となった健康づくり運動を推進する手法を導入したことや、都道府県や市町村において健康増進計画の策定が進んできたことにより、脂肪エネルギー比率や女性の肥満者の増加に歯止めがかかっている一方で、男性の肥満者の割合や日常生活における歩数のように、健康日本21策定時の値より改善していない項目や、悪化している項目が見られるなど、これまでの進捗状況は全体としては必ずしも十分ではない点が見られると評価できる。</p> <p>このことから、今後は、同報告書を踏まえ、平成20年度からの健やか生活習慣国民運動(仮称)の展開や医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の実施に向け、予算の見直しも含め検討し、国民の健康づくりに対する意識の高まりを、具体的な行動変容に結びつけるための施策を進めていく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けた見直しを検討する(予算の見直しの検討)</p> <p>※平成20年度からの健やか生活習慣国民運動(仮称)の展開や医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の実施に向け、予算の見直しを検討</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="416 1330 1257 1912"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の減少率(40~74歳)(単位:%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>男性 (10%/平成24年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,400万人*</td> <td>1,350万人*</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女性 (10%/平成24年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>560万人*</td> <td>550万人*</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>糖尿病有病者数(単位:万人) (1000万人/平成22年度)</td> <td>740</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、国民健康・栄養調査(健康局総務課生活習慣病対策室調べ)による。平成18年度の数値は現在集計中であり、平成20年5月頃に公表予定である。 メタボリックシンドロームの該当者・予備群は平成16年より調査。 <p>*参考値</p> <p>本指標の対象者数は、平成20年度から新たに実施される特定健康診査により把握が可能となり、平成24年度に平成20年度比で10%の減少を目標としている(健康日本21の指標を引用)。平成16~19年度の数値は、国民健康・栄養調査による推計値のため参考値扱いとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2は、糖尿病実態調査(健康局総務課生活習慣病対策室調べ)による。5年毎の調査のため、平成14年のみ把握可能。 <p>(参考・健康日本21策定時の値)</p> <p>指標2 平成9年度 690万人</p>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の減少率(40~74歳)(単位:%)						男性 (10%/平成24年度)	-	-	1,400万人*	1,350万人*	集計中		女性 (10%/平成24年度)	-	-	560万人*	550万人*	集計中	2	糖尿病有病者数(単位:万人) (1000万人/平成22年度)	740	-	-	-	
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																																	
1	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の減少率(40~74歳)(単位:%)																																						
	男性 (10%/平成24年度)	-	-	1,400万人*	1,350万人*	集計中																																	
	女性 (10%/平成24年度)	-	-	560万人*	550万人*	集計中																																	
2	糖尿病有病者数(単位:万人) (1000万人/平成22年度)	740	-	-	-																																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																				

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：大臣官房厚生科学課

施策名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること <p style="text-align: center;">(I-13-1)</p>	政策体系上の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 1 3 健康危機管理を推進すること																																									
施策の概要	公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処することを目的として、厚生労働省及び地域における健康危機体制を整備する。																																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対処するためには、国や地域における円滑な情報交換、保健従事者の人材育成などが重要である。平成18年度に実施した健康危機管理調整会議、健康危機管理保健所長等研修などの実施状況をみると、国及び地域における健康危機管理体制の確立に向けて、円滑な情報交換、人材育成が着実になされていることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">H14</td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">H16</td> <td style="text-align: center;">H17</td> <td style="text-align: center;">H18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>健康危機管理調整会議の定期開催件数(単位:回) (月2回/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>健康危機管理調整会議の随時開催件数(単位:回)(-)</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>健康危機管理支援情報システムへのアクセス件数(単位:件)(-)</td> <td style="text-align: center;">305</td> <td style="text-align: center;">6,272</td> <td style="text-align: center;">10,278</td> <td style="text-align: center;">15,309</td> <td style="text-align: center;">30,287</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>健康危機管理保健所長等研修の受講者数実数(単位:人)(-)</td> <td style="text-align: center;">343</td> <td style="text-align: center;">260</td> <td style="text-align: center;">291</td> <td style="text-align: center;">285</td> <td style="text-align: center;">232</td> </tr> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 ・指標3及び4は、国立保健医療科学院の調べによる。 ・備考：全ての指標は、実績数を記載している。</p>		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)								H14	H15	H16	H17	H18	1	健康危機管理調整会議の定期開催件数(単位:回) (月2回/毎年度)	24	24	24	24	24	2	健康危機管理調整会議の随時開催件数(単位:回)(-)	2	2	3	2	1	3	健康危機管理支援情報システムへのアクセス件数(単位:件)(-)	305	6,272	10,278	15,309	30,287	4	健康危機管理保健所長等研修の受講者数実数(単位:人)(-)	343	260	291	285	232
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																											
		H14	H15	H16	H17	H18																																					
1	健康危機管理調整会議の定期開催件数(単位:回) (月2回/毎年度)	24	24	24	24	24																																					
2	健康危機管理調整会議の随時開催件数(単位:回)(-)	2	2	3	2	1																																					
3	健康危機管理支援情報システムへのアクセス件数(単位:件)(-)	305	6,272	10,278	15,309	30,287																																					
4	健康危機管理保健所長等研修の受講者数実数(単位:人)(-)	343	260	291	285	232																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																								

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
 医薬食品局食品安全部企画情報課
 企画情報課国際食品室
 企画情報課検疫所業務管理室
 基準審査課
 基準審査課新開発食品保健対策室
 監視安全課
 監視安全課輸入食品安全対策室

評価実施時期：平成 19年 8 月

施策名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること <div style="text-align: right;">(Ⅱ-1-1)</div>	<div style="text-align: center;">政策体系上の位置付け</div> 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標1 食品等の安全性を確保すること
施策の概要	食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価)</p> <p>大規模食中毒(食中毒患者数500名以上)については、過去(平成13年から17年)5年間の平均件数は2.2件であるが、平成18年には6件発生しており、過去5年間の発生件数の平均を上回った。これらは全て平成18年末に発生が急増したノロウイルスによる食中毒であり、原因施設は仕出屋及び給食等の大量調理施設であった。今後は、特に食品の衛生的な取扱いについての普及啓発等を強化し、大規模食中毒の発生件数を未然に防止することが必要である。</p> <p>モニタリング計画に基づくモニタリング検査の達成率については、平成14年度から100%を超えており、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査の強化及び輸入者に対する適切な指導を実施し、食品の安全性を確保していると評価できる。</p> <p>ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行されたが、平成18年度には9品目の基準見直しを図ったところであり、着実に制度の整備・運用が行われていると評価できる。今後とも、制度に関してより一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備や残留基準の設定を継続的に進める必要がある。</p> <p>健康食品等に関する健康被害の防止については、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことにより、広告に関して事業者からの自発的な事前相談を促すと同時に、違反事例の集積が図られ、より適切な監視指導が可能になるものであるが、現段階では、個別目標における目標も達成されており、施策目標の推進に向けて一定の進展があったと評価できる。</p> <p>平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を平成22年度までに60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するためには、国民との意見交換や国民に対する情報提供をこれまで以上に幅広く、効果的且つ継続的に行っていく必要がある。平成15年度から開始した意見交換会は、開催回数、参加人数とも年々増えており、テーマも幅広く開催しており、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p style="padding-left: 20px;">施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>	

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	大規模食中毒の発生件数(単位:件) (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)	6	2	0	2	6
2	モニタリング検査達成率(単位:%) (100%/毎年度)	117	104	103	102	102
3	ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則として禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(単位:品目数) (ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のすべて/-)	-	-	-	-	9
4	健康食品等に関する健康被害報告数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度)	193	89	45	39	15
5	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(単位:%)(60%以上/平成22年度)	-	-	-	-	-

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による(平成18年については速報値)。
- ・ 指標2は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。
- ・ 指標3は、医薬食品局食品安全部基準審査課の調べによる。
- ・ 指標4は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室の調べによる。

※ 指標3については、平成18年5月29日に制度が施行したため、平成17年度までの集計はない。

※ 指標5については、食育推進基本計画が平成18年3月31日に決定されたところである。現在のところ調査は行っていないが、平成21年度頃に内閣府食育推進室が調査を行う予定である。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局監督課

施策名	法定労働条件の確保・改善を図ること		政策体系上の位置付け																																												
	(Ⅲ-1-1)		基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること																																												
施策の概要	労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施する。																																														
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】																																														
	労働基準監督機関による事業場への監督指導等については、労働基準関係法令上問題が認められる事業場を対象とし、その是正を図るために実施されるものである。平成18年については、法違反が認められた事業場について、是正勧告や司法処理を実施しており、施策目標の達成に向けて継続的な取組が行われた。 また、最低賃金制度の周知広報については、住民全戸に配布される市町村広報誌へ掲載することが効果的かつ効率的な方法である。平成18年については、全市町村広報誌の8割以上に掲載され目標を上回った。 以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。																																														
	(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																																														
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 定期監督等の実施件数(単位：件) (-)</td> <td>131,878</td> <td>121,031</td> <td>122,793</td> <td>122,734</td> <td>118,872</td> </tr> <tr> <td>2 申告処理件数(単位：件)(-)</td> <td>43,898</td> <td>46,009</td> <td>43,423</td> <td>41,003</td> <td>40,234</td> </tr> <tr> <td>3 司法処理件数(単位：件)(-)</td> <td>1,328</td> <td>1,399</td> <td>1,339</td> <td>1,290</td> <td>1,219</td> </tr> <tr> <td>4 市町村広報誌への掲載割合 (単位：%) (80%以上/毎年)</td> <td>89.9</td> <td>84.1</td> <td>85.8</td> <td>87.3</td> <td>82.1</td> </tr> <tr> <td>5 中小企業労働契約支援事業を活用 した事業場数(単位：件) (15,228件以上/平成19 年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)							H14	H15	H16	H17	H18	1 定期監督等の実施件数(単位：件) (-)	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872	2 申告処理件数(単位：件)(-)	43,898	46,009	43,423	41,003	40,234	3 司法処理件数(単位：件)(-)	1,328	1,399	1,339	1,290	1,219	4 市町村広報誌への掲載割合 (単位：%) (80%以上/毎年)	89.9	84.1	85.8	87.3	82.1	5 中小企業労働契約支援事業を活用 した事業場数(単位：件) (15,228件以上/平成19 年度)	-	-	-	-	-
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																															
	H14	H15	H16	H17	H18																																										
1 定期監督等の実施件数(単位：件) (-)	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872																																										
2 申告処理件数(単位：件)(-)	43,898	46,009	43,423	41,003	40,234																																										
3 司法処理件数(単位：件)(-)	1,328	1,399	1,339	1,290	1,219																																										
4 市町村広報誌への掲載割合 (単位：%) (80%以上/毎年)	89.9	84.1	85.8	87.3	82.1																																										
5 中小企業労働契約支援事業を活用 した事業場数(単位：件) (15,228件以上/平成19 年度)	-	-	-	-	-																																										
(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、労働基準局監督課の調べによる。 ・指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である。 ・指標2は、労働基準監督署が労働者等からの申告を受理した件数である。 ・指標3は、労働基準監督署(労働基準監督官)が労働基準関係法令違反により送検した件数である。 ・指標4は、労働基準局勤労者生活部勤労者生活課の調べによる。 ・指標5は、平成19年度から開始する事業のため、未記入。																																															
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																												
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「経済的に困難な状況にある勤労者の方々の底上げを図るべく、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、必要な見直しを行う。」																																												

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名: 労働基準局安全衛生部
労働基準局監督課

評価実施時期: 平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること</p> <p>(Ⅲ-2-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること</p>																																														
<p>施策の概要</p>	<p>第10次の労働災害防止計画に基づき、製造業、建設業をはじめとした業種別の労働災害防止対策、交通労働災害、機械災害などの特定災害の防止対策を重点対象と位置付け、強力に推進するとともに、職業性疾病予防対策、化学物質による健康障害の予防対策、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害の防止対策等、労働者の健康確保対策を推進する。また、事業場の自主的な安全衛生活動を促進する施策として、事業場における危険性又は有害性等の調査等の措置（リスクアセスメント）の実施促進等に取り組む。</p>																																															
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>労働災害による死亡者数及び死傷者数は、重点対象分野の労働災害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策、リスクアセスメントの普及促進など、事業者や業界団体等に対する指導・支援を効果的に実施することにより、長期的に減少傾向で推移している。(死亡者数は、平成18年は1500人を下回り、現状のまま推移すれば、計画の最終年度(平成19年度)の目標達成が見込まれる状況。また、休業4日以上死傷者数は、平成18年は対前年比1,024人増となっているが、その原因として安全衛生管理が低調となっていること等が考えられることから、労働安全衛生法令の遵守の徹底、安全衛生管理体制・活動の確立・充実、リスクアセスメントの実施促進等について指導の徹底を図っているところ。)</p> <p>定期監督等については、重点課題を踏まえ監督指導を実施しており、継続的な取組が行われた。</p> <p>以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>																																															
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="359 1232 1418 1926"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>労働災害による死亡者数 (単位:人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度))</td> <td>1,658</td> <td>1,628</td> <td>1,620</td> <td>1,514</td> <td>1,472</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>休業4日以上死傷者数 (単位:人) (総件数を20%以上減少させること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度))</td> <td>133,598</td> <td>125,750</td> <td>122,804</td> <td>120,354</td> <td>121,378</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>定期監督等の実施件数 (単位:件)(-)</td> <td>131,878</td> <td>121,031</td> <td>122,793</td> <td>122,734</td> <td>118,872</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数(単位:件)(-)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数 (単位:件) (400件以上/平成19年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 指標3は、労働基準局監督課の調べによる。 指標4及び5は、平成19年度から開始する事業のため、未記入。 						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	労働災害による死亡者数 (単位:人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度))	1,658	1,628	1,620	1,514	1,472	2	休業4日以上死傷者数 (単位:人) (総件数を20%以上減少させること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度))	133,598	125,750	122,804	120,354	121,378	3	定期監督等の実施件数 (単位:件)(-)	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872	4	過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数(単位:件)(-)	-	-	-	-	-	5	中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数 (単位:件) (400件以上/平成19年度)	-	-	-	-	-
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																																										
1	労働災害による死亡者数 (単位:人) (減少傾向の堅持とともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度))	1,658	1,628	1,620	1,514	1,472																																										
2	休業4日以上死傷者数 (単位:人) (総件数を20%以上減少させること/第10次労働災害防止計画期間(平成15~19年度))	133,598	125,750	122,804	120,354	121,378																																										
3	定期監督等の実施件数 (単位:件)(-)	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872																																										
4	過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数(単位:件)(-)	-	-	-	-	-																																										
5	中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数 (単位:件) (400件以上/平成19年度)	-	-	-	-	-																																										

関係する施政方針演説等閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局労災補償部労災管理課

<p>施策名</p>	<p>労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること</p> <p>(Ⅲ-3-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標2 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること</p>																																																																																																																											
<p>施策の概要</p>	<p>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>																																																																																																																												
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>適正な保険料率を設定することによって、事業主の労働災害防止へのインセンティブが促進され、保険収支（保険料収納済額に対する保険給付額の割合）が改善しているものであり、目標達成に向けて進展があった。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>																																																																																																																												
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="391 1030 1452 1747"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>保険料収納済額(単位：百万円) (一)</td> <td>1,218,545</td> <td>1,040,725</td> <td>1,044,239</td> <td>1,051,359</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>保険料給付費等(単位：百万円) (一)</td> <td>918,473</td> <td>909,619</td> <td>896,509</td> <td>890,760</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>労働福祉事業費(単位：百万円) (一)</td> <td>129,829</td> <td>128,545</td> <td>85,887</td> <td>82,908</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>平均保険料率(単位：厘)(一)</td> <td>8.3</td> <td>7.3</td> <td>7.2</td> <td>7.1</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>療養(補償)給付件数(単位：件) (一)</td> <td>3,008,259</td> <td>3,091,723</td> <td>3,129,054</td> <td>3,155,612</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>休業(補償)給付件数(単位：件) (一)</td> <td>679,010</td> <td>674,337</td> <td>660,941</td> <td>656,083</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>傷病(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>75,424</td> <td>72,737</td> <td>71,223</td> <td>68,651</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>障害(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>570,432</td> <td>573,599</td> <td>575,335</td> <td>575,292</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>障害(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>25,237</td> <td>24,543</td> <td>23,776</td> <td>23,387</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>遺族(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>649,139</td> <td>655,642</td> <td>660,814</td> <td>666,201</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>遺族(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>790</td> <td>757</td> <td>770</td> <td>759</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>葬祭料(葬祭給付)給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>3,239</td> <td>3,399</td> <td>3,322</td> <td>3,444</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>介護(補償)給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>43,841</td> <td>45,109</td> <td>45,587</td> <td>45,871</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>二次健康診断等給付件数 (単位：件)(一)</td> <td>10,633</td> <td>12,606</td> <td>15,687</td> <td>16,518</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1～4は、労働基準局労災補償部の調べによる。 指標5～14は、労働基準局作成の「労働者災害補償事業年報」による。 平成18年度の数値は、平成20年1月に確定値を公表予定である。 備考：平均保険料率 当該年度の保険料収納済額を同年度の賃金総額を除いたもので、全業種の平均保険料率を示している。 <table border="1" data-bbox="391 1904 1452 1982"> <thead> <tr> <th colspan="2">参考指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>労災保険給付の新規受給者数 (単位：人)</td> <td>578,229</td> <td>593,992</td> <td>603,484</td> <td>608,030</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考指標1は、労働基準局作成の「労働者災害補償事業年報」による。 平成18年度の数値は、平成20年1月に確定値を公表予定である。 						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	保険料収納済額(単位：百万円) (一)	1,218,545	1,040,725	1,044,239	1,051,359	集計中	2	保険料給付費等(単位：百万円) (一)	918,473	909,619	896,509	890,760	集計中	3	労働福祉事業費(単位：百万円) (一)	129,829	128,545	85,887	82,908	集計中	4	平均保険料率(単位：厘)(一)	8.3	7.3	7.2	7.1	集計中	5	療養(補償)給付件数(単位：件) (一)	3,008,259	3,091,723	3,129,054	3,155,612	集計中	6	休業(補償)給付件数(単位：件) (一)	679,010	674,337	660,941	656,083	集計中	7	傷病(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	75,424	72,737	71,223	68,651	集計中	8	障害(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	570,432	573,599	575,335	575,292	集計中	9	障害(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)	25,237	24,543	23,776	23,387	集計中	10	遺族(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	649,139	655,642	660,814	666,201	集計中	11	遺族(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)	790	757	770	759	集計中	12	葬祭料(葬祭給付)給付件数 (単位：件)(一)	3,239	3,399	3,322	3,444	集計中	13	介護(補償)給付件数 (単位：件)(一)	43,841	45,109	45,587	45,871	集計中	14	二次健康診断等給付件数 (単位：件)(一)	10,633	12,606	15,687	16,518	集計中	参考指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	労災保険給付の新規受給者数 (単位：人)	578,229	593,992	603,484	608,030	集計中
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																																																																																																																							
1	保険料収納済額(単位：百万円) (一)	1,218,545	1,040,725	1,044,239	1,051,359	集計中																																																																																																																							
2	保険料給付費等(単位：百万円) (一)	918,473	909,619	896,509	890,760	集計中																																																																																																																							
3	労働福祉事業費(単位：百万円) (一)	129,829	128,545	85,887	82,908	集計中																																																																																																																							
4	平均保険料率(単位：厘)(一)	8.3	7.3	7.2	7.1	集計中																																																																																																																							
5	療養(補償)給付件数(単位：件) (一)	3,008,259	3,091,723	3,129,054	3,155,612	集計中																																																																																																																							
6	休業(補償)給付件数(単位：件) (一)	679,010	674,337	660,941	656,083	集計中																																																																																																																							
7	傷病(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	75,424	72,737	71,223	68,651	集計中																																																																																																																							
8	障害(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	570,432	573,599	575,335	575,292	集計中																																																																																																																							
9	障害(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)	25,237	24,543	23,776	23,387	集計中																																																																																																																							
10	遺族(補償)年金給付件数 (単位：件)(一)	649,139	655,642	660,814	666,201	集計中																																																																																																																							
11	遺族(補償)一時金給付件数 (単位：件)(一)	790	757	770	759	集計中																																																																																																																							
12	葬祭料(葬祭給付)給付件数 (単位：件)(一)	3,239	3,399	3,322	3,444	集計中																																																																																																																							
13	介護(補償)給付件数 (単位：件)(一)	43,841	45,109	45,587	45,871	集計中																																																																																																																							
14	二次健康診断等給付件数 (単位：件)(一)	10,633	12,606	15,687	16,518	集計中																																																																																																																							
参考指標		H14	H15	H16	H17	H18																																																																																																																							
1	労災保険給付の新規受給者数 (単位：人)	578,229	593,992	603,484	608,030	集計中																																																																																																																							

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局勤労者生活部企画課

施策名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること (Ⅲ-4-1)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標2 勤労者生活の充実を図ること																										
施策の概要	労働時間等の設定を、労働者の健康と生活に配慮した多様な働き方に対応したものに改善していくことが重要との観点から、労働時間等設定改善法に基づき、長時間労働の是正に向けた所定外労働の削減等に重点を置いた取組を推進する。																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた取組を促進するための支援を行うとともに仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図ること等により、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は平成17年以降減少しており、平成18年は10.8%と目標を達成したと評価できる。</p> <p>しかし、仕事と生活の調和の実現がこれまで以上に求められる中、30代から40代の男性については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、これらの者に重点を置き、引き続き各種事業を行っていく必要がある。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標を達成した</p> <p>※ただし、仕事と生活の調和の実現がこれまで以上に求められる中、30代から40代の男性については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、これらの者に重点を置き、引き続き各種事業を行っていく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) </td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">H14</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">H15</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">H16</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">H17</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">H18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位：%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度)</td> <td style="text-align: center;">12.1</td> <td style="text-align: center;">12.2</td> <td style="text-align: center;">12.2</td> <td style="text-align: center;">11.7</td> <td style="text-align: center;">10.8</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、総務省「労働力調査」による。 </td> </tr> </table>		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)								H14	H15	H16	H17	H18	1	週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位：%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度)	12.1	12.2	12.2	11.7	10.8	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、総務省「労働力調査」による。					
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																												
		H14	H15	H16	H17	H18																						
1	週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位：%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度)	12.1	12.2	12.2	11.7	10.8																						
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、総務省「労働力調査」による。																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	年月日 平成19年1月26日	記載事項(抜粋) 働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進																									

平成 19 年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成 19 年 8 月

担当部局名：大臣官房地方課労働紛争処理業務室

施策名	個別労働紛争の解決の促進を図ること <div style="text-align: right;">(Ⅲ-7-1)</div>	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標 7 個別労働紛争の解決の促進を図ること																														
施策の概要	<p>労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、以下の総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。</p> <p>① 都道府県労働局による情報提供、相談等 ② 都道府県労働局長による助言・指導 ③ 紛争調整委員会によるあっせん</p>																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>民事上の個別労働関係紛争については、最終的には民事裁判で解決されるべきものであるが、現実の問題として、多くの手間、期間、費用等がかかることとなる。よって、簡易、迅速、無料を旨とする個別労働紛争解決制度は紛争の解決に大きく寄与しているものと考えられる。</p> <p>助言・指導受付件数は減少に転じたものの、民事上の個別労働紛争相談件数及びあっせん申請受理件数は引き続き増加しており、個別労働紛争解決制度が紛争解決の手段として有効であること、また、それぞれの制度の特性を活かした迅速かつ適正な処理を行っており、運用が効率的になされていることから、目標達成に向けて進展があったと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th style="text-align: center;">H14</th> <th style="text-align: center;">H15</th> <th style="text-align: center;">H16</th> <th style="text-align: center;">H17</th> <th style="text-align: center;">H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 民事上の個別労働紛争相談件数 (単位：件) (-)</td> <td style="text-align: center;">103,194</td> <td style="text-align: center;">140,822</td> <td style="text-align: center;">160,166</td> <td style="text-align: center;">176,429</td> <td style="text-align: center;">187,614</td> </tr> <tr> <td>2 助言・指導申出受付件数 (単位：件) (-)</td> <td style="text-align: center;">2,332</td> <td style="text-align: center;">4,377</td> <td style="text-align: center;">5,287</td> <td style="text-align: center;">6,369</td> <td style="text-align: center;">5,761</td> </tr> <tr> <td>3 あっせん申請受理件数 (単位：件) (-)</td> <td style="text-align: center;">3,036</td> <td style="text-align: center;">5,352</td> <td style="text-align: center;">6,014</td> <td style="text-align: center;">6,888</td> <td style="text-align: center;">6,924</td> </tr> <tr> <td>4 処理期間毎の割合(助言・指導、 あっせん)(単位：%) (-)</td> <td style="text-align: center;">76、61</td> <td style="text-align: center;">90、64</td> <td style="text-align: center;">94、67</td> <td style="text-align: center;">95、64</td> <td style="text-align: center;">93、67</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標 1～4 は、大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。 ・指標 4 は、助言・指導、あっせんそれぞれの手続終了件数に占める処理期間 1 か月以内のもの割合 (パーセント) を示すもの。</p>		施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)	H14	H15	H16	H17	H18	1 民事上の個別労働紛争相談件数 (単位：件) (-)	103,194	140,822	160,166	176,429	187,614	2 助言・指導申出受付件数 (単位：件) (-)	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761	3 あっせん申請受理件数 (単位：件) (-)	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924	4 処理期間毎の割合(助言・指導、 あっせん)(単位：%) (-)	76、61	90、64	94、67	95、64	93、67
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)	H14	H15	H16	H17	H18																											
1 民事上の個別労働紛争相談件数 (単位：件) (-)	103,194	140,822	160,166	176,429	187,614																											
2 助言・指導申出受付件数 (単位：件) (-)	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761																											
3 あっせん申請受理件数 (単位：件) (-)	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924																											
4 処理期間毎の割合(助言・指導、 あっせん)(単位：%) (-)	76、61	90、64	94、67	95、64	93、67																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																													

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
 職業安定局首席職業指導官室
 (個別目標1, 2, 3)
 職業安定局需給調整事業課
 (個別目標4, 5)

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p> <p>(IV-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 求職者のニーズに応じた求人の確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進</p> <p>○目的等 公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。</p> <p>(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保</p> <p>○目的等 職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。 また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適性な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。</p> <p>(3) 官民の連携による労働力需給調整機能の強化</p> <p>目的等 求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p>	

【評価結果の概要】

(施策目標の評価)

公共職業安定機関において、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施した結果、各指標について着実な実績の向上が見られ、平成18年度における公共職業安定所の求職者の就職率が32.4%となり目標を達成した。また、雇用保険受給資格者の早期再就職割合については、目標は達成できなかったものの、着実に実績は向上している。

これらを踏まえると、公共職業安定機関の需給調整機能が有効に機能しているものと評価できる。

労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等の是正の結果、平成18年度において、労働者派遣法第34条違反率が5.0ポイント、第35条違反率が3.3ポイント減少し、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られたものと考えられる。職業紹介事業についても、目標は達成できなかったものの、違反率は着実に減少しており、事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。

しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであるが、しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35.7%であり、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていることから、官民の連携による求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られている。

以上のとおり、7指標のうち4指標で平成18年度の目標を達成し、残る3指標についても実績が伸びているため、施策目標の達成に向けて着実に進展していると言える。

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。